

足立区立宮城ゆうゆう公園少年キャンプ場利用要綱

(目的)

第1条 この要綱は、足立区内の少年団体を利用対象とする宮城ゆうゆう公園（足立区宮城二丁目13番1号、以下「公園」という。）の少年キャンプ場（以下「キャンプ場」という。）の利用について、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「キャンプ場」とは、キャンプができる最低限の設備を有する公園内の指定した場所をいう。

(管理責任者)

第3条 キャンプ場の管理責任者（以下「管理責任者」という。）は、足立区教育委員会学校運営部青少年課長とする。

2 管理責任者は、キャンプ場の利用承認書の受付及び用具の貸出等の業務を行う管理人（以下「管理人」という。）をキャンプ場に配置するものとする。

(利用対象)

第4条 本要綱に基づくキャンプ場は、足立区教育委員会学校運営部青少年課（以下「青少年課」という。）が主催する講座を受講し、修了した者が、青少年教育を目的に少年を指導している団体を利用対象とする。

なお、当修了証の有効期間について、始期は取得日とし、終期については、取得日の翌年度初日（4月1日）を起算日とし、3年度間を経過した日までとする。

2 前項の規定にかかわらず、北区内において、北区が主催する講座を受講し、修了した者が、青少年教育を目的に少年を指導している団体についても、キャンプ場を利用することができるものとする。

(利用期間)

第5条 キャンプ場の利用期間は、次に掲げる期間を除いた期間とする。

- (1) 12月29日から1月3日まで
- (2) 前号のほか、管理責任者が必要と認めた日

(利用日数及び利用時間)

第6条 利用日数については、原則として1団体につき2泊3日以内とし、利用時間（撤収作業にかかる時間を含む。）については、次の各号に掲げるキャンプの区分に応じて、

当該各号に定めるとおりとする。

(1) 宿泊キャンプ 午前9時から翌日又は翌々日の午後3時まで

(2) デイキャンプ 午前9時から午後9時まで

(利用条件)

第7条 キャンプ場を利用しようとする団体は、次の各号を満たすことを条件とする。

(1) 利用人数は、1団体につき100名以下の団体であること。

(2) 利用人数15名までにつき、第4条に規定する修了者1名（第4条第2項の規定により利用する団体の場合にあっては、当該講習又は足立区と北区との申し合わせに基づく、当該講習と同様の指定講習の修了者）を必要とし、当該修了者は利用人数に含めないものとする。

(利用申請)

第8条 第4条第1項および第2項の規定により利用対象とされる団体（以下、「利用対象団体等」という。）がキャンプ場を利用する時は、次の手続を行うこととする。

(1) キャンプ場の利用を希望する利用対象団体等は、利用日の3か月前の初日から利用日の1か月前までの期間に青少年課に対し、キャンプ場の仮予約を行う。この場合において、予備日を設定することができる。

(2) 仮予約の後利用日の14日前までに、利用対象団体等は、青少年課に備えてある足立区立宮城ゆうゆう公園少年キャンプ場利用申請書（様式第1号）に必要事項を記入し、提出する。

(3) 青少年課は、前号の規定により申請があったとき、速やかに審査し、利用目的が本要綱に適合していると認めた場合は、足立区立宮城ゆうゆう公園少年キャンプ場利用承認書（様式第2号。以下「承認書」という。）を当該利用対象団体等に交付する。

(4) 前号の規定により承認を受けた利用対象団体等（以下「利用承認団体」という。）は、承認書をキャンプ場の管理人に提出し、これと引き換えにキャンプ場を利用する。

(5) 区が主催する事業又は区と共催し、若しくは後援を受けた団体がキャンプ場を利用する場合、第1号の規定にかかわらず利用できる。

(用具の貸出し)

第9条 青少年課は、利用承認団体に対し、キャンプ場内にある用具を利用人数に応じて貸し出すものとする。

(順守事項)

第10条 利用承認団体は、次の各号に掲げる事項を順守しなければならない。

- (1) キャンプ場利用後は、原状回復を行い、生ゴミ、灰等現場で出た物は、当該利用承認団体が責任をもって持ち帰ること。
- (2) キャンプ場に、穴、溝等は、掘ってはならない。
- (3) 車は、指定した場所以外には、止めてはならない。
- (4) 指定した場所以外では、火気の使用、テントの設営、かまどの設置をしてはならない。また、強風等で危険を伴う場合には、責任者の判断により、火気の使用を中止しなければならない。
- (5) 午後8時から翌日の午前8時までには、拡声器を使用してはならない。
- (6) 火気には十分注意をし、事後点検を怠ってはならない。
- (7) 撤収は、管理人の立会いの下に、宿泊キャンプ又はデイキャンプにかかわらず、必ず管理人の確認を受けなければならない。また、開始時間及び終了時間を厳守しなければならない。

2 前項各号に定められた事項に違反した団体については、管理責任者はその利用承認を取り消すことができる。

3 前項の規定によりキャンプ場の利用の取消しを受けた団体に対しては、取消日以降1年間、キャンプ場の利用等は承認しないものとする。

(責任)

第11条 利用承認団体は、次に掲げる事項において、その責任を負うものとする。

- (1) キャンプ場及び公園の設備並びに施設等における全ての事故責任
- (2) キャンプ場及び公園の設備並びに施設等を破損した場合の賠償責任
(キャンプ場等の復旧及び損害賠償)

第12条 管理責任者は、キャンプ場の設備等を不当に損壊した者に対し、原状に復するよう要求することができる。

2 前項の者が要求に応じないときは、これを回復し、その復旧に要した費用及び損害賠償を要求することができる。

(利用中止の申出)

第13条 利用承認団体が、悪天候その他の理由により利用を中止する場合は、利用日の前日（当該日が土曜日、日曜日、祝日のいずれかの日に該当する場合には、その直前の開庁日）の午前9時から午後5時までに青少年課にその中止を申し出なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、利用承認団体は、利用日当日にキャンセルを行う場合は、足立区役所に連絡しなければならないものとする。

(駐車場)

第14条 駐車場の利用については、キャンプ場の利用人数20名につき1台分を承認するものとし、5台分を限度とする。

(管理人の責務)

第15条 管理人は、利用者の案内、宮城ゆうゆう公園にある倉庫のキャンプ用具の貸出及び返却の立会い、並びに用具及び施設の点検を行い、整理整頓を常に心がけなければならない。

(利用状況の報告)

第16条 管理人は、青少年課が指定する日誌により、管理責任者に施設の利用状況を報告する。

(業務の委託)

第17条 キャンプ場の管理運営は、民間団体等に業務委託することができる。

(その他)

第18条 この要綱の規定されていない事項で、災害その他人命にかかわる安全上の支障があると管理責任者が判断した場合は、利用承認団体は管理責任者の指示に従わなければならない。

付 則

平成23年4月1日 改正

付 則

この要綱は、平成23年4月1日から適用する。

付 則（5足教子青発第1763号 令和6年3月29日 子ども家庭部長決定）

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

付 則（7足教学青発第1448号 令和7年10月1日 学校運営部長決定）

この要綱は、令和7年10月1日から施行する。

付 則（7足教学青発第2415号 令和8年3月26日 学校運営部長決定）

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

決 裁	課長	文取主任	係長	係員	公印照合

申 請 書

決 裁 年 月 日

本申請に基づき、キャンプ場の利用を承認し、別紙のとおり承認書を発行する。

足立区立宮城ゆうゆう公園少年キャンプ場利用申請書				
駐車場	台(20人に対し1台を5台分まで)			
キャンプ場 利用日時	年 月 日 () 午前・午後 時 ~ 年 月 日 () 午前・午後 時まで			
キャンプの目的	(例)小・中学生リーダーのキャンプ技術スキルアップのため。			
貸出用具希望数量	別紙一覧表に希望数量をご記入ください。			
使用人数 及び内訳	小学生 人、 中学生 人、 育成者 人 その他の参加者 人 合計 人			
キャンプ講座修了者 氏名及び許可証番号	氏 名	受講証 NO	氏 名	受講証 NO
上記のとおり利用申請いたします。 なお、区立宮城ゆうゆう公園少年キャンプ場のキャンプ用具については善良なる管理者の注意をもって利用し、注意を怠ったために生じた損害については賠償いたします。 年 月 日 団体名 _____ 申請者住所 〒 _____ 申請者氏名 _____ 電話番号 _____ 携帯電話 _____ (必ずご記入をお願いいたします。)				

※右記の申請者情報は、区と委託事業者とで共有し、当業務にのみ使用します。

※本人が手書きしない場合は、押印してください。

足立区立宮城ゆうゆう公園少年キャンプ場利用承認書

利 用 日 時	デイキャンプ 宿 泊	令和 年 月 日 () 時～ 時
キャンプの目的		
宮城ゆうゆう公園 内の用具貸出数量		
駐車許可証	枚（当日、キャンプ場管理人よりお受け取りください）	
申 請 者	団 体 名	
	郵便番号	
	住 所	
住所・氏名	氏 名	
	電 話	
	携 帯	
様		
上記のとおり、キャンプ場及び貸出用キャンプ用具の使用を承認します。		
令和 年 月 日 足立区教育委員会		
青少年課長		